

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟



弁護団ニュース



第17号 発行日：平成27年12月18日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

自分が水俣病だったこと以上に驚いたのは、
実の兄が水俣病で救済されていた事実を
地域の人から聞いたことでした。

熊本訴訟第13回弁論期日後報告集会での被害の訴えより

去る11月16日午後2時から熊本地裁において、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟第13回期日が行われました。午後1時30分より裁判所前で門前集会を開催し、森正直原告団長や寺内大介弁護団事務局長の挨拶や、支援の代表として本高勝久氏（熊本県医療労働組合民医連支部書記長）の挨拶が行われました。また第9陣提訴で新たに原告となった阿久根市在住の方から、訴訟に参加するにあたっての決意表明がなされました。

弁論期日では、菅一雄弁護士が調査嘱託の申立に関する意見陳述を行いました。国や県の依拠する昭和52年判断条件が既に破綻していること、データに基づいて新たな救済制度を構築すべきであることなどが述べられ、特措法の判定結果の詳細を地域別・年代別に明らかにする必要があると強調しました。

報告集会では、森正直原告団長の挨拶に始まり、山本伸裕氏（日本共産党熊本県議会議員）、今泉克己氏（社会民主党熊本県連合幹事長）よりご挨拶をいただきました。



〔写真：門前集会の様子〕

そのほか、園田昭人弁護団長からの裁判の報告や、姫戸町の原告の方が被害の訴えを行いました。

被害の訴えでは、自分が水俣病であるとも思わず、特措法のことを周囲の人からも全く知らされていなかったこと、兄が特措法で救済されていたことを他の人を通じて知って驚いたことなどが語られ、地域や家族を分断してきた水俣病のことを多くの人に知ってもらい、このような悲しいことを二度と起こさないような社会を作らないといけないとの訴えがなされました。

最後に、東京弁護団の石島淳弁護士、近畿弁護団の中島宏治弁護士からそれぞれ、東京訴訟、近畿訴訟の報告がなされました。

◆◆◆ 11月27日に東京訴訟第5回弁論が行われました◆◆◆

今回も傍聴席が満席になるほど大勢の人が集まり、東京原告は第4陣の19名が追加され合計67名となりました。法廷では、第2陣原告のIさんが第1回弁論期日以来の意見陳述をすることができました。Iさんは、「父親がチツソ従業員だったので、『水俣病について一切語るな』といわれ、その教えを守り、社会人になって結婚しても、友人にも、家族にさえも自分の体調不良を言わないで、ただ1人で悩んで隠し続けてきました。8歳上の姉は、ろれつが回らず水俣病の症状があるのに、父の教えを守ってか、自分は水俣病じゃないと言い張って検診を受けません。私は手の感覚が鈍いので、けがをしても気づかなかったり、抱いていたかわいい孫を取り落としてしまったこともあります。今は孫を抱くのも躊躇してしまいます。」と時折言葉を詰まらせながら訴えました。

裁判官もIさんの訴えに真剣に耳を傾けていたようで、じっと原告さんを見つめていたのが印象的でした。今回、意見陳述が認められたのは、毎回傍聴席が満席であることや原告が増え続けていること等が大きく影響していると思われます。

今後とも、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。



〔写真：入廷行動の様子〕

第40回全国公害被害者総行動合宿 in 箱根

12月6日から7日にかけて、箱根路開雲において、第40回全国公害被害者総行動合宿が開催されました。来年の全国公害被害者総行動に向けて、各団体が現状を報告しあい、情報を共有した上で、今後に向けた活発な議論がなされました。当弁護団からも高峰真弁護士、木村真也弁護士、黒田裕美子弁護士が派遣されました。

<今後の日程>

- 12月22日 第4陣提訴（近畿訴訟）
- 翌 1月15日 第14回弁論期日（熊本訴訟）
- 1月27日 第6回弁論期日（東京訴訟）
- 2月10日 第4回弁論期日（近畿訴訟）

* * * * とある弁護団員のヒトリゴト * * * *
先日事務所の契約しているプロバイダーが障害を起こし、半日くらいインターネットが使えませんでした。一番困ったのはメール送受信です。ネット環境のありがたみが身に沁みました…。とほほ。（熊本弁護団・黒田裕美子）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団（熊本訴訟）
熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階
熊本共同法律事務所内（担当 永野）
電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>



ノーモアミナマタ第2次訴訟

